

# 陸別町冬季生活支援事業 の「申請」はお済みですか？

陸別町では、燃料などの購入により冬期間の生活に影響が及ぶ、高齢者世帯・障がい者世帯・ひとり親世帯等の経済的負担を軽減し、生活の安定を図るため、「冬季生活支援商品券」を支給することとしました。

## 1. 支給対象となる世帯

12月1日現在において、陸別町に住所があり、現に居住し、かつ全ての世帯員の令和2年度の「町民税が非課税」である世帯で、次のいずれかに該当する世帯。

- ① 65歳以上の「単独世帯」及び「高齢者のみで構成する世帯」
- ② 身体・精神障がい者の手帳（1級・2級）、療育手帳（A判定）の「所持者が同居する世帯」
- ③ 18歳以下の児童生徒を扶養している「ひとり親世帯」

ただし、住民票では別世帯となっている場合でも、同じ家に住み、主暖房を共用している場合は一つの世帯とみなします。

また、生活保護法による被保護世帯及び施設入所者（グループホームを含む）、長期入院者及び長期不在者は除きます。

## 2. 助成額及び支給方法

助成金額は、1世帯当たり 10,000円を  
陸別町商工会が発行する商品券で支給します。



## 3. 受付期間

令和2年12月7日（月） ～ 令和3年2月26日（金）

**「申請書」は福祉担当窓口にあります**

【お問い合わせは】

保健福祉センター 福祉担当（電話27-8001）まで

裏面もあります